

9月から

0～2歳児クラスの保育料を無償化します

子育てにかかる保護者の経済的負担を軽減するため、町独自の取り組みとして、令和5年9月から0～2歳児クラスの保育料を無償化します。対象となる児童の保護者には、8月下旬に改めてお知らせします。



これまで



保護者が負担
(町が徴収)



9月から



無償化

保護者が負担
(町が徴収)

※認可外保育施設と企業主導型保育施設は、0～2歳児クラスの保育料無償化の対象外となります。

Q. 完全無償化にはならないの？

町独自の無償化は、国が実施している「3歳以上児クラスの幼児教育・保育の無償化」の基準をもとにしていますので、副食費は保護者負担となります。なお、第3子以降や低所得者世帯などについては、これまでどおり副食費は免除されます。

内閣府HP▶



Q. 9月以降は、毎月いくらかかるの？

副食費相当額として、令和5年度は対象児童1人当たり毎月4,500円を徴収します。徴収は、0～2歳児クラスは町が、3歳以上児クラスはこれまでどおり各保育施設が行います。そのほか、通園送迎費や行事費などの諸費用は各保育施設が徴収します。

問 福祉課 子育て支援係 ☎ 0965-52-5852

令和5年度 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金

給付額 児童1人あたり5万円
申請方法 次の窓口 ①福祉課子育て支援係
②宮原振興局(地域振興課)

申請期限 令和6年2月29日(木)

対象者 ■ひとり親世帯
今年3月の児童扶養手当を受けていない人で次のいずれかにあてはまる人

①公的年金などを受給しているため、児童扶養手当の支給を受けていない
※所得制限により、児童扶養手当の全額が支給されていない人を除く
②食費などの価格高騰の影響を受けて、今年1月1日以降の収入が児童扶養手当受給者と同水準になった

■離婚やDV避難により配偶者と別居して子育てするようになった人は、配偶者が給付金を受け取っている場合でも、ご自身が受給できる可能性があります。

3歳未満児の保護者に子育て応援券を支給

対象者 申請時点で3歳未満の乳幼児の保護者(町内に住所があること)
応援券 対象乳幼児1人あたり1,000円×30枚
利用対象 紙おむつ、おしりふき、粉ミルク
使用期限 令和6年2月29日(木)

子育て応援券の取扱事業者募集



詳しくはこちら▲

食費などの物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯に生活支援として、特別給付金を支給します。

※令和4年度分を受給したひとり親世帯以外の人、今年3月の児童扶養手当の支給を受けた人は申請不要です。(令和5年度分は5月に口座振込済み)



詳しくはこちら▲

■ひとり親世帯以外
次のいずれにもあてはまる人

①平成17年4月2日(障がい児の場合は、平成15年4月2日)から令和6年2月29日までに生まれた児童を養育している
②食費などの価格高騰の影響を受けて、今年1月1日以降の収入が住民税非課税相当となった

物価高騰による子育て世帯の家計負担の急増対策として、子育て用品に利用できる3万円分の子育て応援券を支給します。

子育て応援券は、6月30日までに氷川町物価高騰対策臨時給付金を申請した保護者に対しては、7月上旬に送付します。7月1日以降に上記給付金を申請した保護者に対しては、申請受付後、随時支給します。



詳しくはこちら▲

上記子育て応援券支給事業を実施するにあたり、取扱事業者を募集します。申込方法や子育て応援券の引換請求方法など、詳しくはホームページをご確認ください。

問 福祉課 子育て支援係 ☎ 0965-52-5852